

総務文教常任委員会記録

令和 8 年 5 月 1 9 日

【開催日】 令和8年5月19日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時23分

【出席委員】

委員長	中岡英二	副委員長	伊場勇
委員	大年恒夫	委員	北永千賀
委員	白井健一郎	委員	藤岡修美
委員	宮本政志		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

総務部長	辻村征宏	総務部次長兼人事課長	古屋憲太郎
税務課長	野村豪		
税務課収納係長	永谷真史	税務課収納係主任	大元尊仁
税務課市民税長	大江祥代	税務課市民税係主任	奥尚矩
税務課固定資産税係長	村上良平	税務課固定資産税係主任	田中杏子

【事務局出席者】

事務局次長	中村潤之介	議事係長	岡田靖仁
-------	-------	------	------

【審査内容】

- 1 承認第2号山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について
- 2 承認第3号山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について
- 3 その他

午前10時 開会

中岡英二委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。本日の審査日程については、お手元に配付してありますとおり進めてまいります。付議事項1番、承認第2号山陽小野

田市税条例の一部改正に関する専決処分について、執行部からの説明を求めます。

野村税務課長 それでは、承認第2号山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分についての概要を御説明させていただきます。今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、一部の規定を除き令和8年4月1日に施行されることに伴い、直ちに条例を改正して施行する必要があることから、令和8年3月31日に専決処分を行ったものであります。お手元に参考資料として「山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について」及び「山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について」をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。それでは専決処分をしました主な内容について御説明をいたします。資料3番の(1)からになります。まず、市民税に関するものです。これは、肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定供給を図っていくために、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限について、令和9年度までであったものを令和12年度まで延長するものでございます。また、良好な環境を備えた住宅・宅地整備の促進を図る必要があることから、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限について、令和8年度までであったものを令和11年度までに延長するものです。次に、軽自動車税に関するものについてです。これは、米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに自動車ユーザーの取得時における負担を軽減し、簡素化するため、令和8年4月1日に軽自動車税環境性能割が廃止となったことから、関係条文を削るなど所要の整備を行うとともに、軽自動車税環境性能割廃止に伴い、軽自動車税種別割の名称を軽自動車税に改める所要の整備を行うものです。また、環境性能等の優れた自動車の税率を取得の翌年度限り軽減する制度いわゆるグリーン化特例について、2年間延長するものです。なお、軽自動車税環境性能割廃止に伴う影響額については、令和8年度予算では約1,000万円の減額を見込んでいますが、この減額分については、国にお

いて地方特例交付金（軽自動車税減収補填特例交付金）として全額補填されることとなっております。資料の２ページを御覧ください。次に、固定資産税に関するものについてです。これは、不特定多数の高齢者、障害者等が利用する施設のバリアフリー化を促進するために、固定資産税の税額の減額措置の対象となるバリアフリー改修が行われた建築物について、これまでの劇場・音楽堂等に加え、博物館・美術館、映画館等の文化施設を含む特別特定建築物に拡大するとともに特例措置を３年間延長するものであります。また、令和６年能登半島地震に係る特例措置を創設するものです。これは、現行の災害対応のための常設措置である住宅用地特例の継続適用の適用期限が令和７年度で終了しますが、引き続き被災者支援を継続するため、同一内容の特例を令和９年度までの２年度分創設するものであります。そのほかにつきましては、法令改正による条ずれ、項ずれに対応するもの等です。説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中岡英二委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

大年恒夫委員 ２ページ目です。令和６年能登半島地震に係る特例措置で附則第１０条の５が新しく創設されるということでしょうか。

野村税務課長 おっしゃられるとおり、このたび新しくこの条を加えるものです。改正文を見ていただければ、４ページ目の上から４行目になります。が、附則第１０条の５を加えております。

藤岡修美委員 能登半島地震に係る特例措置を受けている該当者は、本市におられるんですか。

野村税務課長 本市には該当者はありません。

藤岡修美委員 １ページに戻って、資料の市民税関係の肉用牛の売却による事

業所得に係る課税特例の適用期限延長について、これは期限の延長だとは思いますが、対象者は本市におられるんですか。

野村税務課長 こちらの対象者については、令和7年度はおりませんでした。
ただ、それ以前は数件ほどありました。

藤岡修美委員 それは個人ですか、法人ですか。

野村税務課長 個人になります。

白井健一郎委員 資料2ページ目のウ、固定資産税の関係で、バリアフリー改修についてです。特例措置の対象となる建築物は、これまでは劇場と音楽堂等だったと。それを博物館、美術館、映画館等の文化施設を含む特別特定建築物に拡大するとありますが、この特別特定建築物は、山陽小野田市内にありますか。

野村税務課長 現在のところ、対象となる建物はございません。

宮本政志委員 バリアフリーの関係について、総務省の情報を見ると、対象を特別特定建築物全般に広げ、特例率、現行3分の1を市町村の判断により2分の1まで拡充できることとした上で適用期限を3年延長と。該当建物は本市にはないと。仮に存在したときに、特例率は市町村の判断によるというのは、具体的にどういうことを判断するんですか。

野村税務課長 わがまち特例といいまして、市町村が独自に判断しまして税率を決めることができるものとなっております。こちらの税率につきましては、先ほど宮本委員がおっしゃられたとおり、市町村が3分の1を参酌して、6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定めることができるものとされております。税率につきましては市町村が独自に決めることができるものになりますので、やはり議会の審議をし

っかりと受けてから定めるものと考えておりまして、専決処分の内容にはなじまないものと考えております。そのため、この税率につきましては、また後の機会でお示しさせていただきたいと考えております。

宮本政志委員 環境性能割について、令和8年度の減収分は1,000万円を想定していると言われましたね。総務省の見解では、地方税の減収分について安定財源を確保するための具体的な方策を検討することが書いてあります。それまでの間、国は、令和8年度地方特例交付金を1,892億円を予算化しているということで、担当課としては、国が100%に近いぐらい補填するからもう大丈夫と考えておられるんですかね。

野村税務課長 委員がおっしゃられたとおり、国がこのたび法改正をした中で、この減収分につきましては、その安定財源が確保できるまでは国の責任で手当てをするというようにうたっておりますので、国が新しい方策を示すまでの間は確実にこの減収分は補填されると見込んでおります。

藤岡修美委員 グリーン化特例について、環境性能の優れた自動車の税率を取得の翌年度に限り軽減するということで、何パーセント軽減されるんですか。

野村税務課長 取得する車の種類、状況などによって、それぞれ減額率が異なってくるものとなっております。具体的に言いますと、特に適用が多い4輪の自家用乗用車でしたら、1万800円が特例の適用により2,700円になります。

藤岡修美委員 優良住宅地の造成等のために土地等譲渡した場合の長期譲渡所得に係る云々ですが、優良住宅地の定義はどのようなものですか。

野村税務課長 優良住宅地とは、造成計画の内容、面積、公共施設の整備状況、開発許可の認定の有無などで判断されるものとなっております。具体的

には、住宅用の宅地として一体的、計画的に造成されるものであること、区画の形状や規模、接道状況などが住宅地として適正であること、都市計画や開発許可の内容に適合していること、法令で定める基準に適合し都道府県知事等の認定確認の対象となること、これらの条件を満たした住宅地となります。

藤岡修美委員 本市に優良住宅地に該当するような住宅地はあるのでしょうか。

野村税務課長 令和7年度の実績でいきますと、5件ほどございました。

伊場勇副委員長 今回の税制改正は、法律が令和8年3月30日に公布され、4月1日に施行ということで、市民や事業者への周知がなかなか難しかったと思います。現場からの問合せとかシステムの改修とかあったかもしれませんが、どのように間に合わせたのか、教えてください。

野村税務課長 このたびの税条例の改正に伴って一番大きかったところは、やはり軽自動車税の環境性能割の廃止についてだと思います。こちらについては速やかにホームページで廃止になったこと、軽自動車税の種別割が軽自動車税という名称になったことを周知しております。

中岡英二委員長 環境性能割がなくなって、市民とかディーラーとかに何か影響はありますか。

野村税務課長 環境性能割がなくなったということで、自動車取得時にその分の税金を払うことがなくなるということです。市場の活性化を目的として廃止しております。やはり自動車を取得するときに税金を払わなくていいということで、自動車の購入が活性化されることを見込んでおります。

中岡英二委員長 その辺でディーラーに影響などはないですか。

野村税務課長 ディーラーにとっては、特に手続等が変わるわけではないので、そこに大きな影響はないかと思います。

中岡英二委員長 その辺の周知は、先ほど副委員長の質疑の中でありましたけども、ホームページなどいろんな方法で市民には周知していくんですか。

野村税務課長 先ほど申しましたとおり、ホームページ上で周知を図っております。

中岡英二委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより承認第2号について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中岡英二委員長 全員賛成により本件は承認すべきものと決しました。それでは、承認第3号山陽小野田市都市計画条例の一部改正に関する専決処分について、執行部の説明を求めます。

野村税務課長 それでは、承認第3号山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について、概要を御説明させていただきます。先ほど申し上げましたとおり、今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、一部の規定を除き令和8年4月1日に施行されることに伴い、直ちに条例を改正して施行する必要がありますことから、令和8年3月31日に専決処分を行ったものであります。先ほど御覧いただきました資料2ページ、中ほどの（2）を御覧ください。内容としましては、先ほど承認第2号山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分についてで御説明いたしました固定資産税関係のも

ののうち、バリアフリー改修が行われた建築物についてと同一内容になり、都市計画税の税額の減額措置の対象となるバリアフリー改修が行われた建築物について、これまでの劇場・音楽堂等に加え、博物館・美術館、映画館等の文化施設を含む特別特定建築物に拡大するとともに特例措置を3年間延長するものであります。また、その他につきましては、法改正による項ずれに対応するものです。説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中岡英二委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、承認第3号について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中岡英二委員長 全員賛成により本件は承認すべきものと決しました。審査内容3、その他について何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、総務文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時23分 散会

令和8年（2026年）5月19日

総務文教常任委員長 中岡英二